

「今回の認定 NPO 法人制度の改正の概要は以下のとおりです。」

そもそも認定 NPO 法人制度は、認定 NPO 法人に寄付をした者に一定の税法上の優遇を与えるものです。これにより NPO 法人が寄付を受けやすくするのが制度の狙いですが、今までは認定を受ける要件が厳しく、認定を受けられる法人は非常に少なく制度の実効性がないとされていました。

< 今回の改正では >

1. 認定 NPO 法人になるための要件の緩和

相対的要件の他に絶対的要件が導入された

今までは、総収入の 5 分の 1 が寄付でないといけないという相対的要件のみでしたが、3,000 円以上寄付した人が 100 人以上という絶対的要件でも認定を受けられるようになった。

2. 所得控除ではなく税額控除になった

つまり、個人は税金を払うか NPO に寄付するかを選択できるようになった。

3. 仮認定制度が導入された

設立後 5 年以内の法人は、1 の要件が満たされなくても他の要件をクリアしていれば仮認定として認定 NPO 法人と同じ扱いを受け、3 年以内に 1 の要件をクリアすれば本認定になるというものです。

というのが主な点で、貴法人はどれも非常に深く関係すると思います。

1 は、貴法人は会員が非常に多いという特色があるので、会費を下げるなどして 100 人の方に 3,000 円以上の寄付をお願いするというのは比較的簡単かと思えます。

2 は、貴法人が認定を受けられれば、会員の先生方のみならず、例えばクリニックで患者さんに寄付をお願いすることも容易になります（税金を払っている患者さんであれば損はないうえ、自分が受けている治療の技術の向上に貢献できる）。

3 は来年の設立日に 5 年となるので、急いで準備を始められたほうがよろしいかと思えます。

以上は概要でして、ほかの要件などもあるので貴法人がどのようにすれば認定ないし仮認定が受けられるかを今検討しているところです。

2011.7.8 行政書士 関一郎